

スクールソーシャルワーカー活用事業

心の支援課

1 目的

不登校や様々な課題を抱えている児童生徒に対して、その児童生徒の背景にある家庭や社会的要因をふまえ、社会福祉等の関係機関との調整を行うスクールソーシャルワーカーを教育事務所に配置し、児童生徒を取り巻く環境の改善を図る。

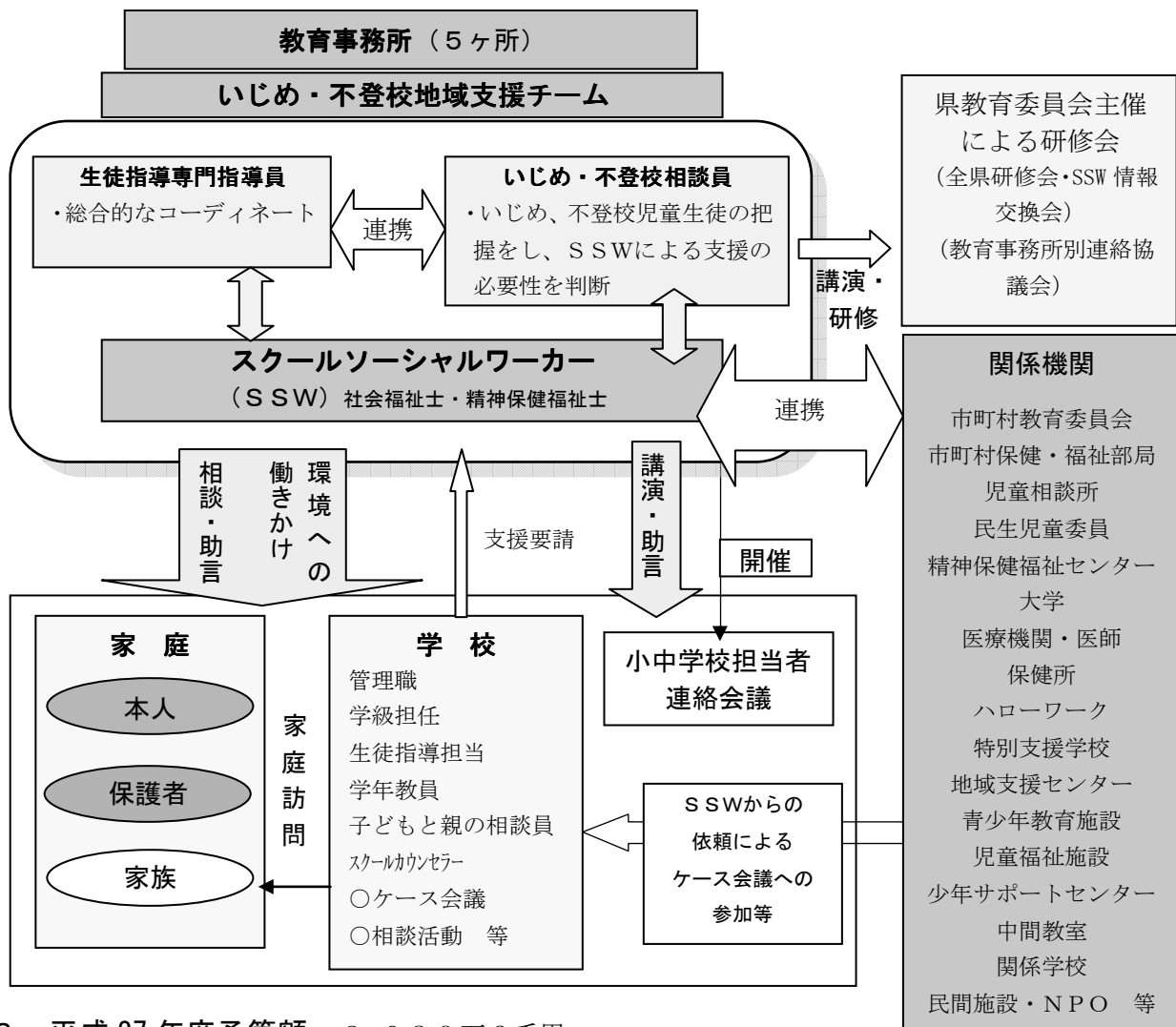
2 事業内容

(1) 配置体制

- ・ 5教育事務所（東信 2名・南信 1名・飯田 1名・中信 2名・北信 2名）に計 8名配置する。
- ・ うち 2名（東北信 1名・中南信 1名）をチーフ・スクールソーシャルワーカーとし、対応困難な事案へのバックアップおよび地域から要請のあった講演等の啓発活動を積極的に行う。

(2) 業務

- ・ 福祉に関する専門的助言を必要とするケースや保健福祉関係機関と調整を要するケースについて、検討会議の調整や具体的な状況把握（訪問相談等）を行う。
- ・ 教育事務所の生徒指導専門指導員やいじめ・不登校相談員等と支援チームを組織し、市町村教委や学校等への助言指導を行う。
- ・ 市町村、関係機関等の事例発表者や助言者として「要保護児童対策地域協議会」や「児童虐待・DV 被害者支援連絡協議会」等に参加することを通して、学校と福祉関係機関との連携を促進し、地域における支援体制の整備を図る。
- ・ 東日本大震災及び長野県北部の地震により被災した児童生徒等の心のケア等を行う。（緊急派遣）



3 平成 27 年度予算額 2,039万6千円